

3. 新政府の方針

① 646年 14 ^{かいしん みことのり} **改新の詔** 4カ条を宣布。[図表P. 56④]

(一) 15 ^{こうち こうみん} **公地公民** 制、(二) 地方制度 (三) 班田収授 (四) 税制 [史料⑬]
(より詳しく見てみると…)

【第1条】子代、屯倉、部曲、田荘の16 **廃止**

→ 代わりに支給されるのが17 ^{じきふ} **食封** ・ ^{ふはく} 布帛 [史料⑬ (語注) 5]

【第2条】畿内・国司・郡司と行政区画を定め、關所などを置くこと。

【第3条】戸籍・計帳・班田収授の法を定める。18 **50** 戸を1里とする。

【第4条】古い税制を改め、新しい税制をつくる。

☆これらの改革は、壬申の乱後に強大な権力を手に入れた**天武天皇**の頃に実現に向かう。

「改新の詔」の条文は正確か？

「改新の詔」全文を載せた史料が720年(奈良時代)に完成した『19 ^{にほんしよき} **日本書紀**』である。しかし、ここに載せられた4カ条については『日本書紀』の著者により字句の改変が行われたのではないかという疑問があった。その理由は、条文の多くが『大宝律令』(701(大宝元)年発令)にそっくりだったからである。

もっとも議論されたのは、「改新の詔」第2条である。ここには、地方を監督する役人として「国司」「郡司」を置くとする表現があるが、当時発掘された同じ時期のものと思われる金石文には「郡」^{こおり} という表現のかわりに、「評」^{こおり} という表現が用いられていたのである。

この議論は694年に建設された藤原京の跡から発掘された大量の木簡に「評」の字が用いられていたことで決着した。「改新の詔」には一部創作が混じていたことは判明したが、「改新の詔」すべてが創作であるという考えはとられていない。[P. 38①②; 図表P. 56④]

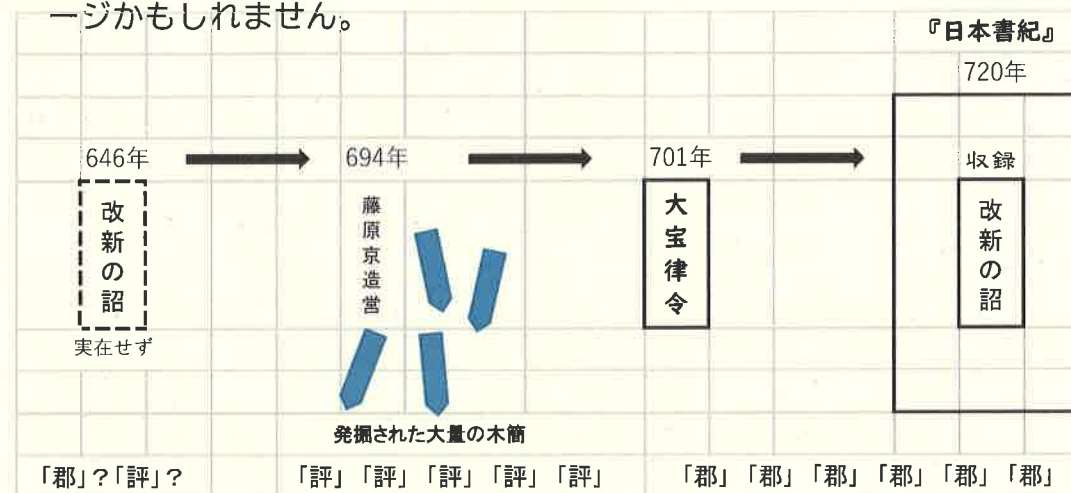
この「改新の詔」の真偽をめぐる論争は「郡評論争」^{ぐんひょうろんそう}とよばれた。

② 蝦夷対策

◇ 647年 20 ^{ぬたりのさく} **淳足柵** 蝦夷征討の基地として日本海側(今の新潟県付近)に設置

◇ 648年 21 ^{いわふねのさく} **磐舟柵** [図表P. 75]

◇ **改新の詔**は646年に発令されたということが『日本書紀』(720年成立)にのって、その条文も『日本書紀』から知ることができます。ただ問題となっていたのは『日本書紀』の記述は正しいのか、ということでした(実はこういう問題は歴史の史料を検討する上で避けては通れないものだということは、皆さんすでにおわかりですかね?)。それを解説したのが図表 P. 56④であり、またプリントの『改新の詔』の条文は正確か?の枠内の記述だったのです。そこに述べられているように、「改新の詔」の内容には、『日本書紀』が成立した奈良時代の表現・制度が入り込んでしまっているということがわかったのです。こういう歴史を研究する上で必要な**史料の信頼性**という問題を高校生に考えてもらうというねらいがあって、この問題は教科書、資料集(図表)そして入試問題にも頻繁にとり上げるのだらうと思います。教科書や入試問題でとり上げられる事項は、その研究を行う人たちが高校生に発しているメッセージかもしれません。



◇ 乙巳の変後に新政権が発足しますが、乙巳の変でもその後の政権でも中心人物として描かれることが多い**中大兄皇子は天皇としてすぐには即位しませんでした**。即位を打診されたものの辞退したとされています。目の前で蘇我氏暗殺事件を見させられるはめになった皇極天皇の次には**皇極天皇の弟の孝徳天皇が即位**しました。孝徳天皇は即位の7年後には中大兄皇子ら多くの政府首脳が飛鳥に戻る中、難波に置き去りにされて亡くなっています。中大兄皇子が自ら天皇となって蘇我氏打倒後の政権をリードしなかったのはなぜなのでしょう? 「模範解答」は存在しないので、想像してみましょう。